

別表（第2条関係）

<p>交付要件</p>	<p>次の各号に掲げる要件のすべてに該当する者とする。                  (1) 申請時に広尾町に在住し、当該年度内に対象資格等を取得(更新)した者                  (2) 広尾町の要請に応じ、交付金を受けて取得(更新)した資格等をもって部活動の外部講師として従事する者</p>
<p>交付対象資格等</p>	<p>次の各号のいずれかの資格等とする。                  (1) 公益財団法人日本スポーツ協会及びその加盟団体が認定する資格等                  (2) 部活動指導に関する公益法人等が認定する資格等                  (3) その他町長が特に認めた資格等</p>
<p>交付対象経費</p>	<p>資格等の取得又は更新のため受講が義務付けられた講習会等の参加に係る経費（受講料・負担金・資料代等の参加料、認定資格登録料等。）。ただし、宿泊・交通・食事等の経費は交付の対象外とする。</p>
<p>交付金の額等</p>	<p>交付金の額：交付対象経費の全額                  交付金額の上限：各資格等につき1人当たり25,000円                  交付回数の上限：1人当たり同一分野の資格等に対し各年度1回</p>